

見守り 新鮮情報

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「**アクセサリ**や**金貨**はないか」と

男性に**せかされ**、

慌てて叔母の形見

や亡夫からもらった指輪などの**貴金属**を出した。すると合計1200円の明細書とお金を渡され、物品を**持ち帰られた**。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。
(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

不用品買い取りのはずが 貴金属を買い取られた!

ひとこと助言



- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第406号(2021年10月19日)発行：独立行政法人国民生活センター

悪質商法や契約トラブルなどでお困りのときは、消費生活センターへご相談ください。

川西市消費生活センター ☎072-740-1167 (平日9時~12時 12時45分~16時)

土・日・祝日の相談は消費者ホットライン188(局番なし)へ